

奈良県高齢者福祉計画及び奈良県介護保険事業支援計画 策定委員会傍聴要領

奈良県高齢者福祉計画及び
奈良県介護保険事業支援計画策定委員会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する場合は、開催案内時に事務局が定める期日までに、事務局あてに申込みを行うこと。
- (2) 傍聴希望者が多数の場合は、事務局にて抽選を行い、結果を傍聴希望者あて通知する。
- (3) 傍聴者の定員は、原則として5名とする。

2 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する場合は、次の事項を守ること。

- (1) 係員の指示に従って入場し、所定の場所に着席すること。会議中に退出する場合は、係員に申し出ること。
- (2) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、公然と賛否の意向等を表明しないこと。
- (3) 旗、のぼり、プラカード又はこれらに類するものを携帯しないこと。
- (4) 談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となる行為をしないこと。
- (5) 飲食又は喫煙を行わないこと。
- (6) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、許可を得た場合は、この限りではない。
- (7) 携帯電話等を使用しないこと。
- (8) 非公開となる議題の審議にはいる場合で指示があったときは、速やかに会場外に退出すること。
- (9) その他会場の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従うこと。
- (2) 傍聴者が2に違反したときは、退場していただく場合がある。
- (3) 傍聴者が2の違反を繰り返した場合は、次回以降の会議の傍聴をお断りすることがある。
- (4) 会議の秩序を維持するためやむを得ない場合は、会議を途中で非公開とする場合がある。